

令和7年度 岡山市市民活動保険制度

岡山市の市民活動団体等の計画的な活動中の事故を対象とした保険制度です。計画的なボランティア活動中に、ケガをしてしまった場合の傷害保険と活動中に他人にケガをさせてしまった場合等の賠償責任保険です。

平成25年4月1日に本制度はスタートしました。令和7年度は、補償内容や対象となる活動・団体などの定義・制度の変更はありません。

活動計画に無理がないか、今一度点検しましょう。また、活動のはじめや終わりに声をかけあうことも忘れず、安全管理・事故防止につとめましょう。

万一事故がおこってしまった時にはご連絡ください。

特徴1 市民活動団体等での計画的な活動中の事故が対象です。

※個人の活動や突発的な善意の活動は対象となりませんのでご注意ください。
※市民活動団体の計画的な活動でも、親睦目的や高度に危険な活動など対象とならない場合があります。裏面以後の内容をよくご確認ください。また対象になるかどうかわからない時には行事の前にお問い合わせください。
※まつりや運動会などは行事の主催者やボランティアなど運営者が対象で、一般参加者は対象となりませんのでご注意ください。

特徴2 保険料の個人負担・団体負担は不要です。

※市民活動をする方が安心して活動を行なえるように、岡山市が保険料を負担し、保険会社と契約をしています。

特徴3 事前の加入手続きは不要です。

事故発生後に手続きをしていただきます。

※具体的な活動内容や、事故の状況を書面で報告していただきます。岡山市と保険会社が審査を行い、岡山市市民活動保険の要件を満たしていることが確認できた場合に保険金が支払われます。

1 対象となる方

市民（市外居住者を含みます）により自主的に組織され、岡山市内に活動の本拠地を置いて計画的に市民活動を行う市民活動団体等（岡山市及び岡山市が主に出資した法人もしくはこれに準ずる団体を含みます）に属し、活動を行う方（ボランティア活動などを行う団体の指導者・スタッフ、または、清掃活動等の奉仕性のある活動を直接的に実践する参加者）が対象となります（賠償責任保険については団体自体も対象になります）。

※対象となる「市民活動団体」の要件概要

- ・市民により組織されている非営利団体。
- ・自主的に組織されていること：職場互助会や職能団体などは原則として含まれません。法人格を有する団体やその下部組織等も原則として対象となりません。ただし、NPO法人、法人格を有する町内会等は対象とします。
- ・計画的に市民活動を行っている団体であること：計画的な奉仕活動を行わない趣味のサークル等は対象となりません。
- ・団体事務所や活動拠点が岡山市内にあり、主な活動が岡山市内で行われていること：他都市の団体が岡山市内で活動を行った場合は対象となります。

※対象となる市民活動者は、活動の指導者・スタッフ・運営者であり、行事（まつりや運動会等）への参加者は対象となりません。ただし、清掃活動や防犯パトロールなど奉仕性の高い活動を直接実施する行事の参加者は全体が対象となります。またボランティアの育成を目的とした活動や防災訓練の参加者も原則対象となります。

2 対象となる活動：次の要件を満たす活動です。

①自主的に構成された団体や地域住民組織などが行っている活動であるか、岡山市等の主催による活動であること

②広く公共の利益を目的とした自主的・自発的な活動であること

③活動が計画的に行われていること

※年間計画に基づいて実施されているものや、役員会などで決定して行われるものをおいいます。

④無報酬で行っていること

※交通費などの実費の支給は無報酬とみなします。

⑤日本国内における活動であること

※岡山市の市民活動団体が市外で行う活動も対象となります。他都市の団体が岡山市内で行う活動は対象となります。

⑥政治、宗教や営利を目的とした活動でないこと

※地域のお祭りであっても宗教行事とみなされるものは対象にならない場合があります。

ただし、だんじりや神輿など宗教的意義を持つ活動であっても市民活動団体が主催し、地域活動として定着して実施しているなど対象となる場合もあります。

⑦自助的な活動や懇親を目的とした活動でないこと

⑧職場などの行事として行う活動でないこと

⑨学校等の管理下の児童生徒の活動でないこと

⑩危険度の高い活動でないこと

※草刈り機の使用は対象となります。高所での枝打ちなどは対象とならない場合があります。

*対象となるボランティア活動の例は5に記載しています。

3 補償内容

(1) 賠償責任保険

市民活動団体や活動者の過失により、他人の身体、第三者の財物に損害を与え、被害者から損害賠償を求められ法律上の賠償責任を負う場合に対象となります。

種類	賠償の内容	支払限度額
身体賠償	他人の身体に傷害を与えたとき	1名につき1億円まで 1事故につき2億円まで ※生産物賠償については保険期間中限度額2億円
財物賠償	他人の財物に損害を与えたとき	1事故につき1億円まで ※生産物賠償については保険期間中限度額1億円
保管物賠償	他人からの預かり品や管理物に損害を与えたとき	1事故につき300万円まで ※保険期間中限度額300万円

※免責金額(自己負担額)5,000円を超える部分について支払われます。

※生産物賠償・保管物賠償は、保険期間中限度額により、支払いができない場合もあります。

★次のような場合は対象となりません。

- ・活動者の故意によるもの
- ・交通事故など車両によるもの
- ・地震や津波などの天災によるもの
- ・親族などに対するものなど
- ・現金、証券、宝石・美術品等は、保管物賠償の対象となりません。

(2) 傷害保険

急激かつ偶然な外来の事故で、活動者が死亡・負傷した場合に対象となります。

種類	支給事由	支払金額
死亡保険金	傷害補償対象者が、傷害事故を直接の原因として、当該事故発生の日を含めて180日以内に死亡した場合	300万円
後遺障害保険金	傷害補償対象者が、傷害事故を直接の原因として、当該事故発生の日を含めて180日以内に後遺障害を生じた場合（その期間内に確定しなかった場合は、181日目における医師の診断により将来当該後遺障害の生ずべきことが推定された場合）	後遺障害の程度により、 9万円～ 300万円
入院保険金 通院保険金	傷害補償対象者が、傷害事故を直接の原因として、入院または通院をして医師による治療を受けた場合（当該事故の日を含めて180日以内に限ります。また、通院日数は180日以内の間で90日が限度となります。）	1日につき 入院3,000円 通院2,000円

★次のような場合は対象となりません

- ・活動者の故意によるもの
- ・労働災害、公務災害補償等の適用を受けるもの
- ・活動者の無資格運転や酒酔い運転によるもの
- ・むちうち症、腰痛等で自覚症状しかないもの
- ・地震や津波などの天災によるもの
- ・脳疾患、疾病または心神喪失によるもの（熱中症は除く）など

4 事故発生時の手続き

(1) 事故の記録

万一事故が起こってしまった場合、後で事故を証明できるように、事故発生の時間、場所、状況、また目撃者の名前・連絡先を記録しておきます。対物賠償事故の場合は現場の写真などを撮影しておきます。なお、市民活動中の事故であることを証明のために、団体規約・事業計画書・参加者名簿などを提出していただきますので日頃から準備しておいてください。

※損害賠償において当事者間で示談は行わず、必ず事前に相談してください。

(2) 事故通報

事故発生後、団体の責任者等は、速やかに市民協働企画総務課又は岡山市の当該事業担当課に電話等により事故内容についてご連絡ください。
その後の手続きをお伝えします。

(3) 事故報告書の提出

「市民活動事故報告書」(様式)

①事故通報連絡の後、「市民活動事故報告書」と、市民活動中の事故であることを証明する書類を提出していただきます。

※「市民活動事故報告書」は、事故発生日を含め30日以内に提出してください。
書類の提出が30日を過ぎると対象とならなくなる場合がありますのでご注意ください。

②事故が市民活動保険制度の適用となるかどうかについて審査を行い、適用される場合は、保険会社に審査結果とともに事故報告書を送付します。不適用となった場合は、事故報告者にその結果を通知します。

(4) 保険金請求書の提出

「保険金請求書」(保険会社様式)

①市民活動保険制度が適用となった場合は、保険会社から「保険金請求書」が送付されます。

②訴訟等によって賠償責任が法的に確定した日、また、全ての治療が完了した日（事故の発生した日から180日目を超えた場合は超えた日）を含め30日以内に「保険金請求書」を保険会社に提出していただきます。

③保険会社により請求内容についての確認・調査等審査が行われ、審査後、保険会社から指定の口座に保険金が支払われます。

※審査の結果、不適用となる場合もあります。

5 対象活動例

次のような活動が対象となります。

また、その活動を実施するための役員会や実行委員会も対象となります。

なお、往復途上の事故については、傷害保険は対象となりますが、賠償事故は対象外となりますのでご注意ください。

①地域社会(コミュニティ)に関する活動

- 地域清掃活動 ○地域防犯・防災・防火活動 ○交通安全運動
- 地域緑化運動 ○街並み・建物保全活動 ○地域おこし など

※スタッフ同士の懇親会や親睦旅行、町内運動会や祭りの参加者は対象外となります。

②社会福祉に関する活動

- 社会福祉施設等への協力活動（送迎の介助、レクリエーション・趣味・行事等運営に関する支援・協力、慰問等） ○相談活動（心配ごと相談、法律等のガイドサービス、カウンセリングなどの専門サービス） ○日常生活・自立生活の支援活動（家庭訪問、家事援助、生活介助、給食サービス、外出援助、手話通訳、要約筆記など） ○地域の子育て支援 ○ひとり親家庭の自立支援 など

※子育て支援活動では、指導者やスタッフなどが対象で、指導者やスタッフに賠償責任がない子どものケガなどは対象外となります。

③保健医療に関する活動

- 食生活改善 ○成人病予防 ○エイズ予防 ○禁煙活動 ○難病患者支援 など

④環境保全に関する活動

- 河川・海岸等のクリーン活動 ○森林保全 ○ゴミの減量化 ○公害の防止
- 資源化物分別等リサイクル活動 ○自然エネルギー推進 など

⑤教育・文化・スポーツに関する活動

- (教育) ○不登校児教育 ○非行防止 ○ニート・引きこもり支援
- 学校支援ボランティア ○読み聞かせボランティア
- (文化) ○伝統文化の継承・振興 ○文化活動の指導・普及
- 美術館・博物館ボランティア など

- (スポーツ) ○スポーツ普及教室の開催 ○各種スポーツ指導 など

※指導者やスタッフが対象で、競技者や受講生などは対象になりません。また、山岳登はん・ハンググライダー操縦などの危険度が高いスポーツも対象なりません。

⑥国際交流・協力に関する活動

- 留学生・帰国人・外国人との交流・支援 ○通訳ボランティア など

⑦その他

- (災害時の救援) ○被災者支援活動 ○救援物資の提供

※避難所での炊き出し、連絡係など後方支援的な被災者支援活動は対象となりますが、災害現場での救援活動などは危険度が高いため対象なりません。

- (その他) ○消費者保護活動 ○人権啓発・擁護活動 ○男女共同参画社会の形成
- 市民活動支援 など

6 Q&A よくある質問

Q1 町内会の清掃活動中、段差のあるところから足を踏みはずして骨折しました。役員ではないですが対象になりますか。

A1 町内会という「市民活動団体」の「計画的」な活動中の事故と思われますので対象となります。通常は役員など活動の主催者側のみが対象となるのですが、清掃活動や防犯・防災活動のように奉仕性・公益性の高い活動については参加者全体が対象となります。そのことを確認できる書類として、活動計画書や行事のチラシ（町内回覧した案内などでも可）など、その活動が確かに市民活動団体の主催で計画的に実施されたことを立証する資料を提出していただくことが必要となります。

Q2 町内会主催の運動会で競技中に転倒し、ケガをしました。対象になりますか。

A2 運動会の指導や準備、片付けなど、運営者・主催者としての活動は対象となりますが、競技者、演技者、観覧者などは対象となりません。

Q3 自動車で、高齢者や体の不自由な方を病院に送迎するボランティア中に交通事故にあいました。この場合は対象になりますか。

A3 自動車事故の場合は、賠償責任保険の対象にはなりません。自動車を運転している方は市民活動を行う方なので、この方の怪我については、「傷害保険」の対象になります。しかし、同乗されていた高齢者や体の不自由な方がケガをされた場合、また、他の車両等に損害を与えた場合の「賠償責任」は対象となりません。

Q4 高齢者への給食活動をしていますが、もし食中毒が発生した場合、賠償責任保険の対象となりますか。

A4 食事の材料が悪かったためではなく、調理中あるいは運搬中に原因があった場合は、対象になります。ただし、あくまでも活動者に法律上の責任がある場合にのみ対象となります。

Q5 団体の決めた集合場所へ自宅から自転車で行く途中に、他人にぶつかりケガをさせてしまいました。また自分もケガをして病院で治療をうけました。活動前ですが対象となりますか。

A5 活動場所への往復途上は、他人の身体に損害を負わせた場合等に発生する賠償責任保険の対象となりません。

自宅と活動場所の一般的な通常の経路の往復途上で活動者自身がケガをした場合、あらかじめ活動に参加することが予定されていたことを立証できる場合、傷害保険の対象となります。具体的には、活動計画書や参加（予定）者名簿などで立証することが必要です。

ただし、私用でどこかに立ち寄った経路については、対象となりません。

Q6 対象となる傷害とはどのようなものですか。また、対象にならない傷害とはどのようなものですか。

A6 「傷害」とは、原則、「ケガ（急激かつ偶然な外来の事故によるもの）」をいいます。なお、「急激かつ偶然な外来の事故」とは、危険を予想できず回避できない状況で、危険発生の原因が活動者の身体に内在するものではない事故のことです。

次のようなものは、「急激かつ偶然な外来の事故」ではないので対象外です。
(対象外のケガの例)

- ・靴擦れ、しもやけ、凍傷
- ・心臓疾患があるにもかかわらず、水に飛び込み心臓麻痺を起こした。
- ・足の骨折治療中に、ものを蹴って悪化した。など

Q7 活動中に熱中症になり治療を受けました。また、その後、脳梗塞を発症しました。傷害保険の対象となりますか。

A7 活動中に熱中症になった場合は、保険の対象となります。
脳梗塞については、原則、保険の対象とはなりません。しかし、活動の中であり、熱中症と脳梗塞が起きた事との因果関係が明らかに立証できる場合については、対象となる場合があります。

Q8 いったん治癒したと思った傷口がまた悪化し、別の医師の治療を受けました。この場合も対象となりますか。

A8 前のケガが原因で再度具合が悪くなった点について、医師の証明が得られるものについては対象となります。ただし、保険金支払いの対象となる期間は、事故の日から 180 日間が限度であり、前の治療分と合わせて、通院の場合は 90 日、入院の場合は 180 日がそれぞれの限度となります。

Q9 手術を受けた場合補償はありますか。

A9 手術補償はありません。日額固定の入院・通院保険金のみです。治療費が支払われるものでもありません。

Q10 保険金の請求はいつするのですか。

A10 保険金の種類によって次のようになります。

- ・死 亡：死亡の確定、および相続人の確定後。
- ・後遺障害：後遺障害の程度が確定したあと。ただし、事故後 180 日までに確定しない場合には、事故後 181 日目に医師の診断を受けた後となります。
- ・入院・通院：すべての治療が完了した後。ただし、事故後 180 日を経過した場合においても、治癒しない場合は、事故後 181 日以後に請求することになります。



保険の対象になるかどうかわから
ないときは、行事の前に、市民協働企
画総務課までお問い合わせください。



平成25年度からこの保険制度はスタートしました。
平成25～令和6年度で、残念ながら約590件の事故
がありました。
計画に無理がないか、もう一度見直し、行事の始めや
終わりに、声をかけあうなど、安全管理に努めましょう。



事故報告 受付窓口

岡山市 市民協働企画総務課

〒700-8544 岡山市北区大供1-1-1

電話 086-803-1061 FAX 086-803-1872

*保険の手続、内容に関するお問合せは上記、市民協働企画総務課までお願いします。

*各区役所 総務・地域振興課においても書類の提出は可能です。

*岡山市等の主催事業での事故の場合は担当課にご連絡ください。

保険金請求書送付・相談

令和7年度引受保険会社

ニューインディア保険会社 岡山支店

〒700-0984 岡山市北区桑田町18-28

電話 086-225-0581 FAX 086-225-6793